

仙台市地球温暖化対策推進計画の改定についての審議状況等について（報告）

0. はじめに

- ・平成 21 年度第 2 回審議会（11 月 4 日（水））で、市長から「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）の改定について【諮問第 6 号】」とともに、「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について【諮問第 7 号】」の諮問がなされた。
- ・地球温暖化対策推進計画の改定については、低炭素社会づくりの視点から、目標、今後取り組むべき施策、重点を置くべき施策のあり方などについての検討が求められ、審議会としては、杜の都環境プランの改定の審議を先行させ、その方向が固まった段階で、具体の審議に入ることとした。

1. 専門部会の設置

- ・平成 22 年度第 1 回審議会（6 月 3 日（木））で、杜の都環境プラン[改定版]（中間案）を固め、低炭素関連施策の目標や基本方向等を整理したことを踏まえ、審議会に「地球温暖化対策専門部会」を設置し、審議を付託
- ・部会委員は、鈴木陽一副会長（部会長）、間庭洋委員、鈴木由美委員、吉岡敏明委員、小林香委員のほか、臨時委員として委嘱した奥村誠委員、両角和夫委員、峯田喜次郎委員の計 8 名を会長が指名

2. 部会における検討経過等

- ・第 1 回部会（7 月 16 日（金）） 改定の方向性について
- ・第 2 回部会（8 月 30 日（月）） 重点的に取り組むべき施策について
- ・第 3 回部会（10 月 28 日（木）） 重点プロジェクトについて/計画骨子について
- ・第 4 回部会（日程未定） 計画のあり方について（＝部会としての最終整理）

3. 改定計画の骨子

【構成】

- § 1 計画改定の趣旨・背景（温暖化の進行、国際動向、国の動向、市の動向）
- § 2 計画の基本的事項（位置づけ、期間、対象ガス）
- § 3 温室効果ガス削減目標（長期、中期（バックキャスト・フォアキャスト両面からの説明））
- § 4 実施施策等（施策体系、施策、主な低炭素技術ごとの普及期待値と CO2 削減効果）
 - 1. 杜の都の資産を十分に生かしながら、低炭素の面からまちの構造・配置を最適化する
 - 2. 低炭素型の交通システムをつくる
 - 3. 低炭素技術の賢い選択を促し、普及を図る
 - 4. 行動する人を育て、無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる
 - 5. 資源循環社会を形成する
- § 5 行動の指針（市民・事業者、民間団体等、市の率先行動）
- § 6 重点プロジェクト
 - 1. 公共交通利用促進関連
 - 2. 中小企業等の省エネ・グリーン化促進関連
 - 3. 緑（森林バイオマス資源）の都市内循環関連
 - 4. 地産地消型エネルギー（再生可能エネルギー）によるまちづくり関連
 - 5. 家庭や地域で取り組む CO2 削減関連
 - ※地球温暖化対策については、国等との連携で効果的に取り組む必要がある中、市が強い意思を持って政策・施策を構築すべきテーマを抽出
 - ※その際の基本的考え方として、排出割合の高い部門（交通、民生）への確に対応する、本市の環境資源（森林等）を生かす、地域経済活性化や産業振興に繋げるなど
- § 7 計画の推進（推進体制、評価・見直し、支援等の仕組みづくり、条例）

4. 今後の予定

- ・平成 22 年度第 3 回審議会（12 月 6 日（月）予定）において、部会長から審議成果等を報告し、審議の上、答申案として決定
- ・その後、市は、答申を踏まえて計画案を策定し、1 月中旬を目処にパブリックコメントを実施した上で、3 月末までに計画を最終決定する予定